

盛岡市フラワーバスケット設置費補助金交付要綱

〔平成20年8月12日〕
盛岡市告示第418号

(目的)

第1 花と緑があふれるまちづくりを推進するため、商店街組織等が道路（道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路をいう。以下同じ。）の沿道にフラワーバスケットを設置する場合に要する経費に対し、予算の範囲内で、盛岡市補助金交付規則（昭和50年規則第27号。以下「規則」という。）及びこの告示に定めるところにより補助金を交付する。

(定義)

- 第2 この告示において「商店街組織等」とは、商店街組織、道路の縁により組織された団体、町内会その他市長が認める団体をいう。
- 2 この告示において「フラワーバスケット」とは、ハンギングバスケット等及びコンテナをいう。
- 3 この告示において「ハンギングバスケット等」とは、道路の街灯、アーケード施設等に設置するハンギングバスケット、ウォールバスケット及びスタンディングバスケットをいう。
- 4 この告示において「コンテナ」とは、ハンギングバスケット等に附属して設置するコンテナをいう。
- 5 この告示において「材料」とは、ハンギングバスケット等又はコンテナの植付けに要する植物、用土、肥料等をいう。
- 6 この告示において「製作等」とは、ハンギングバスケット等又はコンテナの製作、運搬、取付け及び撤去をいう。

(補助金の交付の対象及び補助額)

第3 第1に規定する経費は、次表の左欄に掲げるフラワーバスケットの区分に応じ、当該中欄に掲げる経費とし、これに対する補助額は、同表の当該右欄に掲げるとおりとする。

区分	経費	補助額
フラワーバスケット（4月から10月までに設置した場合に限る。）	材料の購入及び製作等に要する経費	ハンギングバスケット等及びコンテナそれぞれに係る当該経費の5分の4に相当する額以内の額を合算した額。ただし、コンテナに係る当該経費の5分の4に相当する額以内の額は、ハンギングバスケット等に係る当該経費の5分の4に相当する額以内の額を超えることができない。
コンテナ（11月から翌年の	材料の購入及び製作等に要	当該経費の5分の4に相当する額以内

3月までにハンギングバスケット等を設置しないで、コンテナのみを設置した場合に限る。）	する経費	の額。
--	------	-----

(申請の取下期日)

第4 規則第8条第1項に規定する申請の取下期日は、補助金の交付の決定の通知を受領した日から起算して15日以内とする。

(提出書類)

第5 規則の規定により提出する書類並びに当該書類の提出部数及び提出期日は、別表のとおりとする。

改正文(平成17年告示第90号抄)

平成17年4月1日から施行する。

改正文(平成18年告示第211号抄)

平成18年4月1日から施行する。

改正文(平成20年告示第418号抄)

平成20年9月1日から施行する。

別表(第5関係)

条項	提出書類	提出部数	提出期日
規則第4条	1 盛岡市フラワーバスケット設置費補助金交付申請書	1部	別に定める。
	2 フラワーバスケット設置計画書	1部	
	3 収支予算書	1部	
	4 フラワーバスケット材料購入見積書	1部	
	5 その他市長が必要と認める書類		
規則第6条第1項 第1号及び第2号	盛岡市フラワーバスケット設置費補助事業変更(中止・廃止)承認申請書	1部	別に定める。

規則第12条第1項	1 盛岡市フラワーバスケット設置費補助金請求(精算)書 2 フラワーバスケット設置実績書 3 収支精算書 4 フラワーバスケット材料及びフラワーバスケット製作等の納品書の写し 5 フラワーバスケット材料購入代金及びフラワーバスケットの製作等の代金の請求書又は領収書の写し 6 フラワーバスケット設置後の写真 7 その他市長が必要と認める書類	1部 1部 1部 1部 1部 1部	別に定める。
規則第14条	盛岡市フラワーバスケット設置費補助金前金払請求書	1部	別に定める。